

県南広域振興局長告示第41号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成29年4月4日

県南広域振興局長 細川 倫史

訪問看護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0362410350	医療法人社団真心会	西和賀訪問看護ステーション	和賀郡西和賀町湯本 30地割80番地8	平成29年4月1日